

## 別紙 2

1 埼玉県防犯のまちづくり推進計画の一部を次のように変更する。

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">埼玉県防犯のまちづくり推進計画</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向</p> <p style="padding-left: 20px;">1～2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">3 長期目標</p> <p style="padding-left: 40px;">本県では、平成 17 年度からの第 1 期計画、平成 22 年度からの第 2 期計画、平成 27 年度からの現計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成 16 年の 25.7 件から、平成 30 年には 8.2 件と着実に減少し、戦後（昭和 21 年～）、最も低い水準に達しました。</p> <p style="padding-left: 40px;">本計画では、犯罪の減少傾向維持を最優先とし、さらなる犯罪減少を目指します。</p> <p style="padding-left: 40px;">令和 6 年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を <u>5.7 件</u>まで減少させることを長期目標とします。</p> <p style="padding-left: 40px;">この数値目標は、統計上、過去に例をみない水準となります。</p> <p style="padding-left: 40px;">人口千人当たりの刑法犯認知件数</p> <p style="padding-left: 60px;">現状値 8.2 件 → 目標値 <u>5.7 件</u></p> <p style="padding-left: 80px;">(平成 30 年) (令和 6 年)</p> <p>第 6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県防犯のまちづくり推進計画</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向</p> <p style="padding-left: 20px;">1～2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">3 長期目標</p> <p style="padding-left: 40px;">本県では、平成 17 年度からの第 1 期計画、平成 22 年度からの第 2 期計画、平成 27 年度からの現計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成 16 年の 25.7 件から、平成 30 年には 8.2 件と着実に減少し、戦後（昭和 21 年～）、最も低い水準に達しました。</p> <p style="padding-left: 40px;">本計画では、犯罪の減少傾向維持を最優先とし、さらなる犯罪減少を目指します。</p> <p style="padding-left: 40px;">令和 6 年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を <u>平成 30 年の 10% 減となる 7.4 件</u>まで減少させることを長期目標とします。</p> <p style="padding-left: 40px;">この数値目標は、統計上、過去に例をみない水準となります。</p> <p style="padding-left: 40px;">人口千人当たりの刑法犯認知件数</p> <p style="padding-left: 60px;">現状値 8.2 件 → 目標値 <u>7.4 件</u></p> <p style="padding-left: 80px;">(平成 30 年) (令和 6 年)</p> <p>第 6 (略)</p>

2 埼玉県農林水産業振興基本計画の一部を次のように変更する。

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>埼玉県農林水産業振興基本計画</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 取組の展開方向 (指標)</p> <p>農家1戸当たり生産農業所得</p> <p>現状値 1,072,298円(平成30年度)</p> <p>目標値 <u>1,755,000円</u>(令和7年度)</p> <p>販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合</p> <p>現状値 7%(令和元年度)</p> <p>目標値 10%(令和7年度)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第6 (略)</p>	<p>埼玉県農林水産業振興基本計画</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 取組の展開方向 (指標)</p> <p>農家1戸当たり生産農業所得</p> <p>現状値 1,072,298円(平成30年度)</p> <p>目標値 <u>1,424,923円</u>(令和7年度)</p> <p>販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合</p> <p>現状値 7%(令和元年度)</p> <p>目標値 10%(令和7年度)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第6 (略)</p>

3 第3期埼玉県教育振興基本計画の一部を次のように変更する。

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第3期埼玉県教育振興基本計画 第1章～第2章 (略) 第3章 計画の推進に際して 1～2 (略) 3 指標 (略) (1)～(4) (略) <b>【指標】</b> (略) (1)～(5) (略) (6) 目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実 ア (略) イ 施策18 学校の組織運営の改善 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数 (※) 現状値 (平成30年4月1日) 281校 目標値 (令和5年4月1日) <u>825校</u> ウ～カ (略) (7) 目標VII 家庭・地域の教育力の向上 ア (略) イ 施策24 地域と連携・協働した教育の推進 (ア) (略) (イ) 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数 (※)</p>	<p>第3期埼玉県教育振興基本計画 第1章～第2章 (略) 第3章 計画の推進に際して 1～2 (略) 3 指標 (略) (1)～(4) (略) <b>【指標】</b> (略) (1)～(5) (略) (6) 目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実 ア (略) イ 施策18 学校の組織運営の改善 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数 (※) 現状値 (平成30年4月1日) 281校 目標値 (平成35年4月1日) <u>650校</u> ウ～カ (略) (7) 目標VII 家庭・地域の教育力の向上 ア (略) イ 施策24 地域と連携・協働した教育の推進 (ア) (略) (イ) 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数 (※)</p>

<p>(再掲)</p> <p>現状値 (平成30年4月1日)      281校</p> <p>目標値 (<u>令和5年4月1日</u>)      <u>825校</u></p> <p>(8)～(10)      (略)</p>	<p>(再掲)</p> <p>現状値 (平成30年4月1日)      281校</p> <p>目標値 (<u>平成35年4月1日</u>)      <u>650校</u></p> <p>(8)～(10)      (略)</p>
---	--